

平成 26 年 6 月 18 日
日本原子力発電株式会社

新規制基準適合性に係る審査会合における
東海第二発電所の対応に関する一部報道について（当社見解）

平成 26 年 6 月 18 日付の一部報道において、6 月 17 日に原子力規制委員会で開催された「第 119 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」における、当社からの東海第二発電所に関する申請概要のご説明に関し、「準備不足である」旨の記事が掲載されていますが、本件に関する当社の見解は以下のとおりです。

1. 当社は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（最終改正：平成 25 年 6 月 19 日 原規総発第 1306193 号 原子力規制委員会決定）において、当該申請の審査基準となっている法令等を踏まえた申請を、5 月 20 日付で行っております。当該申請は法令要件に適合しているものであり、決して「準備不足」のものではありません。
2. 審査会合で言及のありました震源を特定せず策定する地震動については、現行の基準を満たした申請となっておりますが、現在、国から検討指示の出ている留萌の地震に関しては電力中央研究所で最終報告書がとりまとめられているところであることから、その内容も踏まえて今後の審査の中でお示ししてまいります。
3. 同様に言及のありました火災防護対策については、規制委員会の審査基準では、「不燃性材料または難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合は、（中略）この限りではない」とされており、当社では、東海第二発電所において実施する防火塗料の塗布という手法により、規制基準に適合できるものと考えています。当社の考え方については、今後の審査の中でしっかりとご説明してまいります。

以 上